## 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る 電波法の特例に関する法律の概要

(平成23年法律第68号)

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信 に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無 線局区分の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期 間を延長する等の電波法の特例を定める。

## 背 景

周波数の有効利用に資する地上デジタル放送への円滑な移行を全国的に実現するため、関係者が一体となって地上デジタル放送の受信環境の整備を推進してきたところである。

平成23年3月11日の東日本大震災により甚大な被害を受けた地域においては、平成23年7月24日までに、地上デジタル放送の受信環境の整備が間に合わないと見込まれ、これに対処する必要がある。

## 措置事項

岩手県・宮城県・福島県における地上デジタル放送の受信に必要な設備の 整備を円滑に行うため、以下の措置を講じる。

- (1)総務大臣は、当該地域における地上アナログ放送の周波数の使用の期限 を平成24年7月24日を限度として延長することができることとする
- (2) (1) で延長した場合、当該地域における地上アナログ放送を行う無線局の免許の有効期間を(1)の延長した周波数の使用の期限までとする
- (3) 当該地域における(2) で延長した地上アナログ放送を行う無線局の免許人は、平成23年7月25日以降の期間について、電波利用料の納付を要しないこととする
- (4) 当該地域における(2) で延長した地上アナログ放送を行う無線局の平成23年7月25日以降の運用に要する費用の助成を電波利用料により行えることとする

## 施行期日